

2020
年度

『遺族支援保険事業』『入院支援保険』『積立年金』 『傷害総合保険』『公務員賠償責任保険』

給与控除で
払い込み

申込締切日

2020年8月28日(金)

※2020年7月～8月上旬にかけて
各種保険のパンフレット配付予定

の加入者募集のご案内

- ・制度内容など詳細については、最新のパンフレットをご確認ください。
- ・募集パンフレット及び加入申込書は、共済事務担当課へ備えつけられています。
- ・加入を希望される方は、申込書を8月28日までに所属所の共済事務担当課へ提出してください。

遺族支援保険等

【メリット】

- 1.退職後も無告知で継続可能！！
- 2.簡単な告知で加入が可能！！
- 3.うれしい配当金制度！！

(遺族支援保険、遺族支援プラス75、医療保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。)

【制度案内】

共済組合では、不測の事態(死亡や病気など)の備えとして、生命保険(遺族支援保険)などを取り扱っています。現在、「遺族支援保険」には、約8,900人の組合員と約3,400人のご家族の方(2020年1月現在)が加入されています。
保険未加入の組合員(再任用(引き続き組合員の方)含む)のみなさんは、年に一度のこの機会に加入をご検討ください！

【制度図】

在職中

退職

退職後

継続最高
(可能)
保険年齢

満了時
保険年齢

不測の事態(死亡・高度障がい)に備えて

病気・ケガによる入院・治療に備えて

遺族支援保険(本人・配偶者・子ども)

不測の事態(死亡・高度障がい)となった場合の生活費の保障
死亡・高度障がい保険金500万円～4,000万円
(年齢別・男女別の保険料になります)

継続最高年齢69歳
(69歳まで更新可能)※1

※ただし、遺族支援プラス75と合算して
1,000万円または単独で1,000万円まで

配当金

69歳

70歳

遺族支援プラス75(本人・配偶者)※3

不測の事態(死亡・高度障がい)となった場合の生活費の保障
死亡・高度障がい保険金50万円～1,000万円
(年齢別・男女別の保険料になります)

継続最高年齢75歳
(75歳まで更新可能)※1

※ただし、遺族支援保険と合算して
1,000万円または単独で1,000万円まで

配当金

75歳

76歳

遺族支援継続給付(本人・配偶者)※4

不測の事態(死亡・高度障がい)となった場合の生活費の保障
75歳まで加入時と同じ保険料率で継続可能
死亡・高度障がい保険金300万円・500万円(年齢別・男女別の保険料になります)

継続最高年齢74歳
(75歳満了)※2

74歳

75歳

医療保険(本人・配偶者・子ども)

継続した入院(2日以上)の保障
入院給付金(1日につき)3,000円、5,000円、8,000円、10,000円
(年齢別の保険料になります)

継続最高年齢69歳
(69歳まで更新可能)※1

配当金

69歳

70歳

総合医療給付(本人・配偶者)

入院・手術などの幅広い保障
入院給付金・保険金(1日につき)3,000円、5,000円
(年齢別・男女別の保険料になります)

継続最高年齢69歳
(69歳まで更新可能)※1

69歳

70歳

三大習慣病保険(本人・配偶者)※5

○所定の「悪性新生物(がん)」と診断確定されたとき
○「急性心筋梗塞」・「脳卒中」を発病して所定の状態になられたとき
○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき
特定疾病保険金300万円・500万円【主契約】(年齢別・男女別の保険料になります)

継続最高年齢69歳
(69歳まで更新可能)※1

配当金

69歳

70歳

7大疾病保障特約

○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき
○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患(高血圧性網膜症)・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき
○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき
7大疾病保険金(主契約保険金の5割)150万円・250万円(年齢別・男女別の保険料になります)

がん・上皮内新生物保障特約

○所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき
がん・上皮内新生物保険金(主契約保険金の1割)30万円・50万円(年齢別・男女別の保険料になります)

長期療養給付(本人)

がん・急性心筋梗塞・脳卒中での長期休職中の所得補償
保険金額月額10万円(年齢・男女別にかかわらず同額の保険料になります)

継続最高年齢59歳
(60歳満了)※2

59歳

60歳

遺族支援リレープラン

(80歳まで)

一時払退職者傷害保険

(保険期間10年)

※この2つの制度は引受会社の個人保険となります。今後の環境の変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただきます可能性があります。

【注釈】

- ※1:「遺族支援保険」「遺族支援プラス75」「医療保険」「総合医療給付」「三大習慣病保険」の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日まで継続加入が可能です。
- ※2:「遺族支援継続給付」「長期療養給付」の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢をむかえられた直後の更新日の前日まで継続加入が可能です。更新日時点で満期年齢に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
- ※3:69歳で遺族支援保険を脱退した後、遺族支援プラス75のコース変更はできません。
- ※4:「遺族支援継続給付」は、余命6か月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。(リビング・ニース特約)
- ※5:「三大習慣病保険」は、余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。(リビング・ニース特約)

【ご注意いただきたいこと】

- ※記載の年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。
(例)保険年齢40歳=2021年1月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ※「長期療養給付」の年齢は満年齢です。
- ※「遺族支援プラス75」「遺族支援継続給付」「医療保険」「総合医療給付」「三大習慣病保険」の加入は「遺族支援保険」の加入が必要です。
- ※「長期療養給付」の加入は「三大習慣病保険」の加入が必要です。
- ※配偶者・子どもの加入はそれぞれの制度の本人加入が必要です。
- ※制度内容についてはパンフレットをご確認ください。
- ※「遺族支援継続給付」・「総合医療給付」・「三大習慣病保険」・「長期療養給付」については、配当金はありません。
- ※退職後継続は在職中からの加入が要件となります。
- ※退職後継続には遺族支援保険もしくは遺族支援プラス75の加入が必要ですが、遺族支援継続給付については、単独での継続が可能です。

【三大習慣病保険】

- ・特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- ・7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
- ・特定疾病保険金、死亡保険金または高度障がい保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である三大習慣病保険(無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。
- ・特定疾病保険金と死亡・高度障がい保険金とは重複しては支払われません。

入院支援保険

【メリット】

- 1.日帰り入院でも5万円受取り可能！！
 - 2.遺族支援保険に加入されてなくても加入可能！！
 - 3.団体契約につきお手頃な保険料で加入可能！！
- (例)23歳＝月額570円(概算) ※年齢別の保険料になります。

【制度案内】病気やケガにより入院した場合、1回の入院につき初期費用として3万円をお支払いします。また入院支援として1月に2万円をお支払いします。

- ・疾病の治療を目的として入院したとき
⇒『疾病入院初期費用保険金 3万円(1回の入院につき)』『疾病入院支援保険金 2万円(1月につき(注))』
- ・傷害の治療を目的として入院したとき
⇒『傷害入院初期費用保険金 3万円(1回の入院につき)』『傷害入院支援保険金 2万円(1月につき(注))』

(注)入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

【手続き(遺族支援保険等、入院支援保険)】年に一度のお手続きの機会です！

- 既加入の方へ 申込内容の見直しができます！
- 今年度退職予定の方へ 保障内容を検討する最後の機会です！

積立年金

公的年金を補完し、ゆとりある生活を維持していくための年金としてご利用ください。

【メリット】

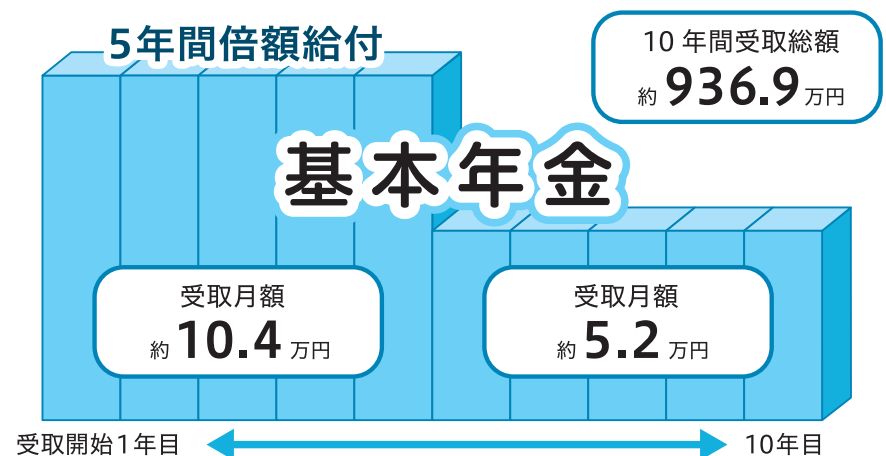
1. 予定利率が年 1.25%！！
2. 「個人年金保険料控除」の対象となる場合あり！！

【制度案内】

- 予定利率** 2020年5月1日現在 年1.25%
- 加入日** 2021年1月1日
- 無理なく積み立て** 毎月1,000円から積み立てられます。
- 税法上の取扱い**
加入日から掛金払込満了日までの払込期間が10年以上ある方は、払い込んだ保険料は「個人年金保険料控除」の対象となります。
※税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
- 加入資格**
加入日(2021年1月1日)に満18歳以上満58歳未満の互助会会員で申込日現在健康で就業している方で掛金払込満了年齢(60歳)まで2年以上ある方となります。個人年金保険料控除適用になる方は掛金払込満了年齢(60歳)まで10年以上ある方、一般の生命保険料控除適用になる方は掛金払込満了年齢(60歳)まで2年以上ある方となります。ただし、特別職、再任用者等の保険料払込完了期日を超えても継続して互助会会員である方については年齢満70歳までとなります。
- 口数変更**
すでに加入されている方で、積立金額の変更を希望される方は、口数を変更できます。(変更は2021年1月控除分からです。)

<ご加入例>

加入年齢：35歳、月払積立：20口(1口=1,000円)
払込満了年齢：60歳、特別積立：4口(1口=10,000円)
掛金払込満了時の積立金を支払型二段階型10年確定年金(年金原資約899.6万円)で受け取る例です。



※給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。
※記載の給付額は、予定利率(2020年5月1日現在年1.25%)に基づき計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。
※毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のため保険料に充当しますが決算実績によってはお支払いできない年度もあります。
※なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。

★専用WEBサイトもご覧ください！★<http://www.group-welfare.jp/hsk>

■引受保険会社■

明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部(遺族支援保険等・積立年金) Tel 082-247-6987
明治安田損害保険株式会社(総合医療給付(損害保険部分)、長期療養給付、入院支援保険)

■取扱代理店■

明治安田生命保険相互会社 中国・四国公法人部 Tel 082-247-6987
有限会社 広島共済事務サービス Tel 082-545-8585

MY-A-20-他-004618
MYG-A-20-LF-116

傷害総合保険

【補償内容】

4つの基本補償

傷害(地震によるケガも補償)

- 死亡・後遺障害補償(150万 本人型の場合)
 - 介護補償(年額400万円)
- (例) 階段で転倒し 要介護状態になった



被害事故

- 被害事故補償(5,000万円)
- (例) ひき逃げにあい 死亡した



個人賠償責任

- 個人賠償責任補償(1億円)
- (例) 子どもが店で商品を落としてしまった



携行品損害

- 携行品損害補償(保険期間を通じて合計50万円 ※自己負担額：1事故につき3,000円)
- (例) 旅行中にカメラを落としてしまった



選べる3つのオプション

借家人賠償
責任補償
1,000万円

ホールインワン・
アルバトロス
費用補償
50万円

NEW!!

弁護士費用補償

2021年1月1日始期契約より新たなオプション
『弁護士費用補償』が加わります！

法的トラブル(被害事故に関するトラブル、離婚調停に関するトラブル、遺産分割調停に関するトラブル、等)に巻き込まれた場合の、相談費用・弁護士費用をサポートいたします！金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます！

また、「弁護士紹介サービス」が付帯されておりますので、身近に相談できる弁護士がいない方へは日本弁護士連合会を通じて弁護士をご紹介いたします！

- ◆法律相談費用(自己負担額1,000円) 通算10万円 限度
- ◆弁護士 委任費用(自己負担割合10%) 通算300万円 限度

月額保険料

2021年1月1日始期契約より死亡保険金額・加入方法について見直し、補償内容が分かりやすくなりました！ ※保険期間1年、職種級別A級、団体割引10%

基本補償プラン(加入必須)

本人型 930円 夫婦型 1,350円
家族型 2,200円

※死亡・後遺障害の保険金額を以下の通り改定。
型による差異を無くしました。本人：150万円
配偶者 100万円 その他親族 80万円

オプションプラン(加入は任意、複数選択可)

下記の3つのオプションからご希望の補償を選択しご加入ください。

借家人賠償責任補償	300円
ホールインワンアルバトロス費用補償	530円
弁護士費用補償	790円

公務員賠償責任保険

【特長】

組合員が公務に起因する損害賠償請求などをされた場合に、個人が負担することとなる法律上の損害賠償金と訴訟費用を補償します。

【補償内容】 ●お支払いする保険金

- ・組合員が負担する訴訟費用(弁護士費用+訴訟費用)
- ・組合員が請求された法律上の損害賠償金

保険金額によって選べる3プラン

A：5,000万円 6,300円 B：1億円プラン 7,500円 C：3億円プラン 10,320円

※保険期間1年、損害賠償金+争訟費用、年間保険料

【お問い合わせ先】

※上記は概要です。詳細については、パンフレットをご参照の上、下記連絡先までお問い合わせください

■引受保険会社■

損害保険ジャパン株式会社 広島支店・法人第一支社
〒730-8712 広島市中区紙屋町1-2-29 TEL 082-243-6201

■取扱代理店■

有限会社 広島共済事務サービス
〒730-0036 広島市中区袋町3-17
シンヨービル7階 TEL 082-545-8585

SJNK19-17028 2020.5.20